

キャッシュレス・消費者還元事業の 消費者への還元(約1,786億円)の積算について

■消費者への還元原資(1,786億円)

$$\begin{aligned} &= (1) \text{対象となる中小・小規模事業者のキャッシュレス取扱高} \times \text{還元率} \boxed{5\%} = 904 \text{ 億円} \\ &+ (2) \text{対象となる中小・小規模事業者のキャッシュレス取扱高} \times \text{還元率} \boxed{2\%} = 882 \text{ 億円} \end{aligned}$$

(1) 還元率 $\boxed{5\%}$ の対象となる中小・小規模事業者のキャッシュレス取扱高: 1兆8,072億円

$$\begin{aligned} &= \text{①小売・飲食・宿泊・サービスの中小・小規模事業者の年間売上高} \quad 108 \text{兆} 4308 \text{ 億円} \\ &\quad (\text{除: (2)の対象企業の売上高}) \\ &\quad \times \text{②足下のキャッシュレス比率} \quad 14\% \\ &\quad \times \text{③本事業への中小・小規模事業者の参加見込み} \quad 21\% \\ &\quad \times \text{④本事業によるキャッシュレス比率の伸び} \quad 17\% \\ &\quad \times \text{⑤期間(6/12)} \end{aligned}$$

(2) 還元率 $\boxed{2\%}$ の対象となる中小・小規模事業者のキャッシュレス取扱高: 4兆4,105億円

$$\begin{aligned} &= \text{①フランチャイズ形態の中小・小規模事業者の年間売上高} \quad 36 \text{兆} 7574 \text{ 億円} \\ &\quad \times \text{②足下のキャッシュレス比率} \quad 34\% \\ &\quad \times \text{③本事業への中小・小規模事業者の参加見込み} \quad 59\% \\ &\quad \times \text{④本事業によるキャッシュレス比率の伸び} \quad 20\% \\ &\quad \times \text{⑤期間(6/12)} \end{aligned}$$

※①売上高は、H26年経済センサスや業界統計、業界に対するヒアリング等に基づき算出
※②～④については、主要な決済事業者等へのヒアリング等に基づき算出

出典：経済産業省作成資料

平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

消費税率8%から10%への引上げに伴う消費税負担増と受益（機械的試算）

平成31年2月22日

内閣府
財務省
文部科学省
厚生労働省
経済産業省

下表は、消費税率8%から10%への引上げに伴う消費税負担増と以下の各施策による受益について、一定の世帯年収・世帯構成等を前提としたいくつかのケースにおける金額を、各制度に基づく給付額等のデータを用いて機械的に試算したものである。

世帯年間収入(給与収入)	個人住民税非課税		250～300万円		500～550万円		1,500万円～					
消費税負担増(万円程度)	1.8		2.4		3.6		7.4					
世帯構成	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)	夫婦のみ	夫婦子2人 (0～2歳1人 3～5歳1人)	夫婦子2人 (中学生1人 大学生1人)			
受益(万円程度)												
恒久措置												
幼児教育・保育無償化 (上段が0～2歳 下段が3～5歳)	—	180.0 71.5	—	—	71.5	—	—	66.2	—	66.2	—	
高等教育無償化 (国公立大学・自宅生～ 私立大学・自宅外生)	—	—	88.6～ 161.0	—	—	59.1～ 107.4	—	—	—	—	—	
	低年金・低所得の高齢者に対して、 ・年金生活者支援給付金の支給(最大6万円) ・介護保険料の負担軽減の強化(最大1万円程度)											
臨時・特別の措置												
プレミアム付商品券	1.0	2.5	2.0	—	0.5	—	—	0.5	—	—	0.5	—

※「ポイント還元」については、需要平準化を目的とした施策であり利用する消費者を所得階層で切り分けていないことから、所得階層別の負担軽減への効果を定量的にお示しすることは困難。(なお、31年度予算におけるポイント還元予算2,798億円のうち、ポイント還元本体の原資1,786億円(6か月分)を単純に5,801万世帯(平成30年1月1日時点)で割り戻すと、1世帯あたり0.3万円となる。)

- (注1) 「消費税負担増」欄の金額は、総務省「家計調査」(平成30年)の二人以上世帯の年間収入階級別の消費支出金額等に基づき、機械的に試算。なお、「個人住民税非課税」の区分は年間収入200万円未満の消費支出金額等によっている。
- (注2) 「幼児教育・保育無償化」欄の金額は、今般無償化の対象となる認可保育所に通う子供がいる場合における世帯に投じられる公費全体の金額。「個人住民税非課税」は市町村民税均等割の非課税に相当する水準。
- (注3) 「高等教育無償化」欄の金額は、無償化の対象となる大学における授業料減免の上限額と給付型奨学金を合算したもの。「個人住民税非課税」は市町村民税所得割の非課税に相当する水準。また、250～300万円の欄は、目安年収(両親、本人、中学生の4人世帯の場合)270～300万円の水準の場合。上記に加え、大学入学の際には、別途入学相当額を給付。
- (注4) 「プレミアム付商品券」欄について、「個人住民税非課税」は市町村民税均等割の非課税に相当する水準。プレミアム付商品券の受益額は、(「個人住民税非課税世帯の場合の世帯人員」+「0～2歳児の数」)×0.5万円。
- (注5) 計数は精査の結果異動することがある。

出典：内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省 公表資料

平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

100円の物を現金で80円、ポイントで20円分支払って購入した場合

	旧家計簿で認められてきた通常の見方	新家計簿で指示されている見方
支出	<p style="text-align: center;">支出</p>	<p style="text-align: center;">支出</p>
	80円（現金）	100円（現金80円 + ポイント20円）
収入	<p style="text-align: center;">購入時には収入とせず 常に収入とせず</p>	<p style="text-align: center;">購入時には収入とせず 収入</p>
	0円	20円
	ポイント分の20円は、支出にも収入にも含まず。	ポイント分の20円は、支出にも収入にも加算。

従来家計簿(Bベース)の推計値(平成30年(2018年))

[円]

月	消費支出 (二人以上の世帯)			実収入 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)		
	公表値 ※1	推定値 ※2 (家計簿Bベース)	調整額	公表値 ※1	推定値 ※2 (家計簿Bベース)	調整額
	①	①+②	②	①'	①'+②'	②'
1月	289,703	288,758	-945	442,129	429,993	-12,136
2月	265,614	264,368	-1,246	503,989	482,216	-21,773
3月	301,230	301,230	0	453,676	434,994	-18,682
4月	294,439	294,439	0	495,370	475,493	-19,877
5月	281,307	274,700	-6,607	439,089	424,048	-15,041
6月	267,641	267,641	0	808,716	771,964	-36,752
7月	283,387	282,820	-567	605,746	595,014	-10,732
8月	292,481	292,481	0	510,437	489,090	-21,347
9月	271,273	268,566	-2,707	447,459	436,616	-10,843
10月	290,396	287,252	-3,144	515,729	494,513	-21,216
11月	281,041	278,732	-2,309	455,644	448,001	-7,643
12月	329,271	323,448	-5,823	1,026,628	964,972	-61,656
年平均	287,315	285,369	-1,946	558,718	537,243	-21,475

※1 調査方法を変えた場合の数字

※2 調査方法を変えなかった場合の数字

資料:総務省「家計調査」

◎ 家計簿 A (新) ベースの推計値は未公表。
 ただし、家計簿 B (旧) ベースの推定値との差額は、
 概ね |調整額| の 2 倍と推計できるのではないか？

→ 消費支出の差額 (家計簿変更による増加額) の推定値概算

$$= |-1,946| \times 2 = 3,892 \text{ 円 } (+1.4\%)$$

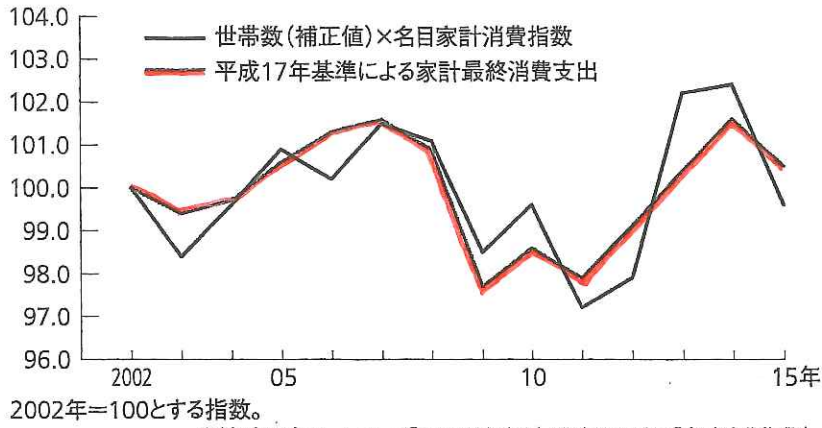
→ 実収入の差額 (同上) の推定値概算

$$= |-21,475| \times 2 = 42,950 \text{ 円 } (+8.0\%)$$

出典: 総務省作成資料

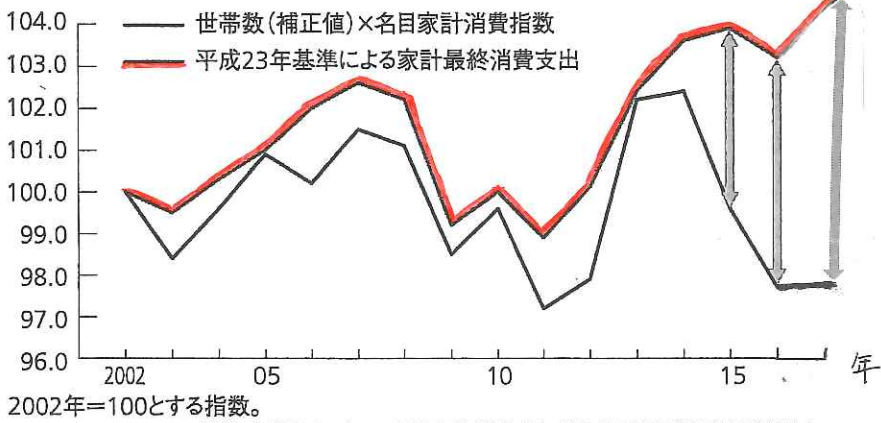
平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

図5-23 平成17年基準による家計最終消費支出と「世帯数×名目家計消費指数」との比較



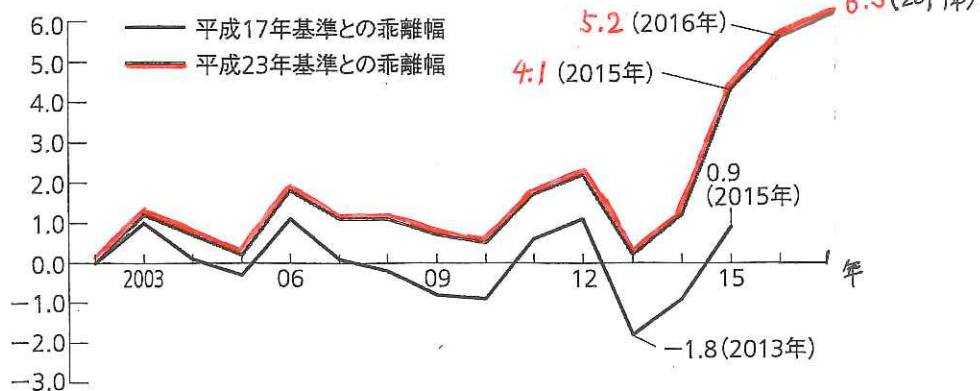
資料：内閣府ホームページ「国民経済計算」、総務省統計局「家計消費指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、福島県・宮城県・岩手県・熊本県の各ホームページ

図5-24 平成23年基準による家計最終消費支出と「世帯数×名目家計消費指数」との比較



資料：内閣府ホームページ「国民経済計算」、総務省統計局「家計消費指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、福島県・宮城県・岩手県・熊本県の各ホームページ

図5-25 乖離幅の比較



資料：内閣府ホームページ「国民経済計算」、総務省統計局「家計消費指数」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、福島県・宮城県・岩手県・熊本県の各ホームページ

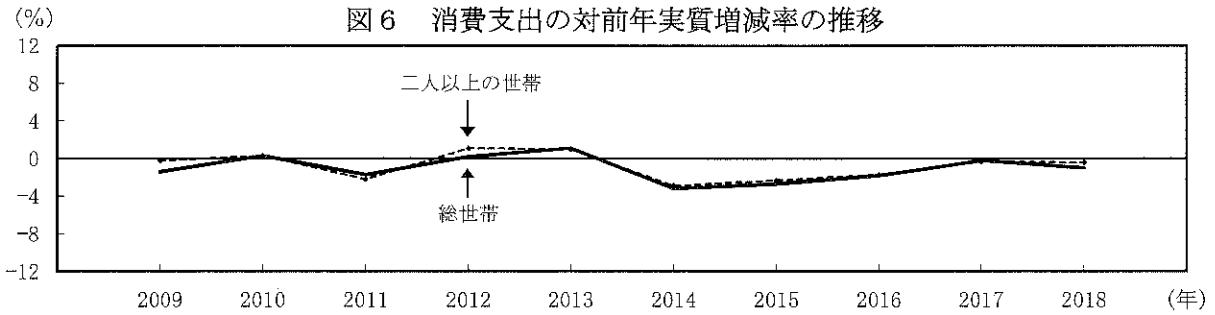
出典：明石順平著『データが語る日本財政の未来』（インターナショナル新書）より抜粋したグラフに階猛事務所で加筆修正

平成31年3月1日（金）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

【Ⅲ 2018年平均】

消費支出		
・消費支出(総世帯)は、	1世帯当たり 246,399 円	
前年比	実質 0.0%	名目 1.2%の増加
前年比(変動調整値)	実質 1.0%の減少	名目 0.2%の増加
・消費支出(二人以上の世帯)は、	1世帯当たり 287,315 円	
前年比	実質 0.3%の増加	名目 1.5%の増加
前年比(変動調整値)	実質 0.4%の減少	名目 0.8%の増加

1 消費支出の推移



消費支出	2009年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総世帯	-1.4	0.3	-1.7	0.2	1.1	-3.2	-2.7	-1.8	-0.2	-1.0
二人以上の世帯	-0.2	0.3	-2.2	1.1	1.0	-2.9	-2.3	-1.7	-0.3	-0.4

注 2018年は変動調整値

2 消費支出とその内訳

2018年1月に調査で使用する家計簿の改正を行っており、「対前年増減率」及び「実質増減率への寄与度」の値は、当該改正の影響を調整した変動調整値を掲載している。

表3 消費支出の内訳 (2018年平均—二人以上の世帯)

費目 (品目分類)	金額 (円)	対前年増減率(%)		実質増減率への寄与度(%)	摘要 ^{注1}	備考
		名目	実質			
消費支出	287,315	0.8	-0.4	-		5年連続の実質減少
食料	79,348	-0.1	-1.5	-0.41	<減少> 魚介類, 野菜・海藻など	5年連続の実質減少
住居	16,920	1.4	1.3	0.08	<増加> 家賃地代	5年ぶりの実質増加
光熱・水道	22,020	1.6	-2.3	-0.18	<減少> ガス代, 上下水道料など	3年連続の実質減少
家具・家事用品	11,094	1.7	2.8	0.11	<増加> 家庭用耐久財, 寝具類など	2年連続の実質増加
被服及び履物	11,384	-1.5	-1.6	-0.06	<減少> シャツ・セーター類, 和服など	5年連続の実質減少
保健医療	13,328	2.2	0.7	0.03	<増加> 保健医療サービス, 保健医療用品・器具	2年ぶりの実質増加
交通・通信	42,264	5.3	3.8	0.54	<増加> 自動車等関係費, 通信など	2年連続の実質増加
教育	11,788	5.8	5.4	0.21	<増加> 授業料等, 補習教育	2年ぶりの実質増加
教養娯楽	29,083	-1.6	-2.4	-0.25	<減少> 教養娯楽サービス, 書籍・他の印刷物	5年連続の実質減少
注2 その他の消費支出	50,087	-1.5	(-2.7)	(-0.47)	<減少> 交際費, 諸雑費	2年ぶりの実質減少

注1 「摘要」欄は、消費支出の実質増減率への寄与度の大きい項目を掲載した。

注2 「その他の消費支出」の()内は、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いて実質化した。

出典：総務省統計局「家計調査報告」(平成31年2月8日)より抜粋

平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

毎月勤労統計の再集計等に伴う厚生労働省関係事業の見直しの影響

	雇用保険 (労働特会雇用助定)	労災保険 (労働特会労災助定)	船員保険 (労働特会労災助定)	事業主向け助成金 (労働特会雇用助定)	合計
合計	約472億円	約264億円	約18億円	約41億円	約795億円
追加給付費	約276億円 一人平均約1,400円	約241億円 (年金給付)一人平均約9万円 (休業補償)一人平均約300円/月	約16億円 一人平均約15万円	約31億円	約564億円
うち 国庫負担	約6億円	—	—	—	約6億円
加算額	約20億円	約14億円	約1億円	約2億円	約37億円
うち 国庫負担	約0.4億円	—	—	—	約0.4億円
事務費	約177億円 (うちH31:約85億)	約9億円 (うちH31:約6億円)	約0.3億円 (うちH31:約0.3億円)	約9億円 (うちH31:約5億円)	約195億円 (うちH31:約96億円)
対象人数・ 件数	延べ約1,942万人	年金給付:延べ約27万人 休業補償:延べ約45万人	約1万人	延べ約30万件	保険給付:延べ約2,015万人 助成金:延べ約30万件

〔計数は精査中〕

※ 加算額は、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う金額となるようにするための金額を加算するもの。

※ 追加給付費及び加算額は、万全の対応を期すため、平成31年度予算案に全額計上。事務費は、平成31年度所要額を平成31年度予算案に計上し、不足する場合には予備費の活用等を検討。

※ 事務費については、必要額を精査した上、既定の事務費等の節減により財源を捻出。

出典：厚生労働省作成資料

平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

既定の事務費の削減について

【労働保険特別会計雇用勘定】

- システム改修経費 ▲6 億円
システムの刷新に伴う設計・開発における「システムの不測の事態に備えた経費」を追加給付システムより優先度が低いと判断し削減

- 雇用保険給付に係る人件費等 ▲10 億円
手続きの合理化に伴う窓口経費の削減等
(社会保険手続の一元化に伴う非常勤職員経費の削減 (▲257 人))

【労働保険特別会計労災勘定】

- システム改修経費 ▲14 億円
労働基準監督署において保管している書類の電子化について、今回の追加給付との優先度を勘案して削減

事務費の推移

(雇用勘定及び労災勘定)

(単位:億円)

	平成27年度 (予算)	平成28年度 (予算)	平成29年度 (予算)	平成30年度 (予算)	平成31年度 (予算案)
○雇用勘定	952	948	989	1,058	1,224
うちシステム経費※	285	276	293	340	412
うち人件費	500	508	530	548	574
○労災勘定	490	536	543	601	638
うちシステム経費	103	129	132	164	152
うち人件費	311	324	321	339	381

※ハローワークシステム関係経費は、政策的経費である雇用保険二事業経費と折半しているため、業務取扱費のほか、職業紹介事業等実施費の予算計上がある。

出典：厚生労働省作成資料

平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

(基幹統計調査の変更又は中止)

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(基幹統計の作成方法の通知等)

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

出典：統計法条文より抜粋

平成31年3月1日(金) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党) 10